

# 中小企業振興施策の基本的方針

## 1. 中小企業振興施策の基本的方針

条例第10条『施策の基本的方針』に掲げる事項を基本として中小企業振興施策を推進します。

- (1) 中小企業者の経営の革新、創業及び承継に関すること。
- (2) 中小企業者の創造的な事業活動に関すること。
- (3) 中小企業者の経営資源の確保に資するため、施設又は設備の導入並びに事業活動に有用な技術及び知識の向上に関すること。
- (4) 中小企業者の情報発信の促進及び販路の拡大に関すること。
- (5) 中小企業者の交流及び連携の推進並びに事業の共同化のための組織の整備に関すること。
- (6) 中小企業者の産業集積の活性化に関すること。
- (7) 中小企業者の従業員の雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に関すること。
- (8) 中小企業者の資金調達の円滑化に関すること。